

下の表を確認のうえ、**令和 7 年 11 月 7 日(金)**までに**書類を提出**してください。

※書類の提出がない場合は、名簿情報を提供してもよい方として提供しますのでご注意ください。

問1 あなたは、施設入所中、または長期入院中もしくは市外に長期滞在していますか？

はい

いいえ

制度の対象外となりますので、防災危機管理課までご連絡ください。電話(0198-41-3512)または二次元コードからお願いします。
※連絡がない場合、名簿情報が地域に提供されます。



問2 災害時に支援関係者から避難支援を受けるため、あなたの情報(氏名、性別、年齢、住所、連絡先、必要な支援内容)や身体状況(障がい者手帳の有無、要介護度等)を自主防災組織や行政区長、民生委員などに提供してもよろしいですか？

○提供してもよい

×提供したくない
×提供しなくともよい

同封した「必要とする支援内容等申出書」(みどり色の用紙)に、記入例を参考に必要事項を記入し返送してください。

市から支援関係者に名簿情報を提供し、支援関係者とご本人および家族で確認しながら個別避難支援計画書を作成します。

【記入例】

花巻市長 様		令和 2 年 12 月 〇 日
私は、土砂災害や洪水等の災害の際に必要なとする支援内容等について、下記のとおり申し出ます。		
1 避難行動要支援者本人に関する事項	記	
ふりがな	はなまき	たろう
氏 名	花巻	太郎
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	
住 所	花巻市	
電話番号又はFAX番号	花巻町 9-30	24-2111
必要とする支援内容	☐ 避難施設等の情報を伝えてほしい。(自力、又は家族との避難可能) ☐ 避難施設まで付き添ってほしい。(自力歩行は可能) ☒ 自力で避難できないので、手助けしてほしい。	
緊急連絡先のご記入もお願いいたします。	本人と	親族(配偶・親族・その他)
2 緊急時連絡先	本人と	親族(配偶・親族・その他)
ふりがな	氏 名	の 関係
連絡先	緊急時に連絡がとれる電話番号等	
3 留意事項 (1) 緊急時連絡先は避難行動要支援者名簿に掲載され避難支援等関係者に提供し避難支援等に利用されますので、必ず緊急時連絡先となった方の承諾を得てください。 (2) 代理人が届け出る場合は、代理人であることを証する書類の写しの添付を求められます。		

支援内容: いずれか一つを選んでください。

《注意事項》
・必要とする支援内容はいずれか一つを選んでください。
・緊急時連絡先は名簿に登載されますので、必ず緊急時連絡先本人の承諾を得て要支援者ご本人以外の連絡先を記入してください。

同封した「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」(ピンク色の用紙)に記入し、返送してください。(支援までは不要という方も、拒否申出書を提出しない場合は名簿情報を提供し、個別避難支援計画を作成することとなります)

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書	
私は、避難行動要支援者名簿に掲載される名簿情報について、下記のとおり申し出ます。	
1 避難行動要支援者本人に関する事項	記
ふりがな	氏 名
氏 名	の 関係
生年月日	緊急時に連絡がとれる電話番号等
住 所	
電話番号又はFAX番号	
2 留意事項 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載される名簿情報は、避難支援等関係者に提供し避難支援等に利用されますので、必ず緊急時連絡先となった方の承諾を得てください。 (2) 代理人が届け出る場合は、代理人であることを証する書類の写しの添付を求められます。	

※災害時で安全を確保するために必要な場合は、拒否申出書を提出している方の名簿情報も避難支援等関係者へ提供しますので、ご了承ください。

制度の内容を詳しく聞きたい… どうか迷う…そんな時は？

- ・誰が支援してくれるの？
- ・今は入院中だけど、もうすぐ退院予定の場合はどうしたら…？
- ・家族と同居しているから支援はいらないかも…

など、『避難行動要支援者制度』についてご質問等ございましたら

花巻市役所 防災危機管理課 0198-41-3512 までお問合せください。

【申し出の変更も可能です】

- ・情報を提供した場合でも、状況が変わり情報を提供したくない場合は届け出により拒否することができます。
- ・情報提供を拒否した場合でも、今後状況が変わり情報を提供したいときは届け出により提供することができます。



【令和 7 年 10 月に新たに対象になった方へ】

令和 7 年 10 月

避難行動要支援者名簿に登載となった方への

大切なお知らせ

この通知は、避難行動要支援者名簿に登載となった方へ、制度のご案内と、災害発生に備え平常時から『名簿情報』を自主防災組織や民生委員など避難支援等関係者へ提供することをお知らせするものです。

『名簿情報』を提供してもよい方は、同封の「必要とする支援内容等申出書」を提出してください。『名簿情報』を提供したくない方は、同封の「拒否申出書」を提出してください。

※在宅の方が対象ですので、長期入院中・施設入所、市外に転出等の場合は防災危機管理課までご連絡をお願いします。

電話(0198-41-3512)または二次元コードからご連絡ください。

入院・入所のご連絡はこちらから→
<https://logoform.jp/f/XctOZ>



共助

地域の助け合い・支えあい

～「避難行動要支援者」支援制度のご案内～

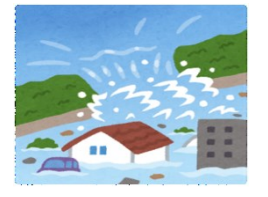
近年、台風の大型化や局地的な豪雨など大規模な災害が頻繁に起こっています



市が発令する避難情報を教えてほしい。



避難場所まで付き添ってほしい。



避難するために誰かの支援(手助け)がほしい。

■災害時に避難の支援を必要とする方の支援を地域にお願いします

花巻市では、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な方(「避難行動要支援者」といいます。)を平常時から地域で見守り、災害時には地域の方が避難のお手伝いをする‘共助’の体制づくりをお願いしています。

避難行動要支援者名簿の情報を提供します

市では、『花巻市避難行動要支援者名簿に関する条例』(令和 2 年 4 月 1 日施行)に基づき『避難行動要支援者名簿』を作成し、避難行動要支援者本人から拒否申出書の提出がない場合は、自主防災組織や民生委員など避難支援等関係者に平常時から『名簿情報』を提供し、災害の際の避難支援等に活用をお願いします。

◇お問い合わせ先◇

花巻市地域振興部防災危機管理課(市役所 本館 2 階) 担当: 廣野 ひとる、さかもと、やなぎはら、はたけやま
住所: 〒025-8601 花巻市花城町 9 番 30 号 電話: 0198-41-3512 FAX: 0198-24-0259

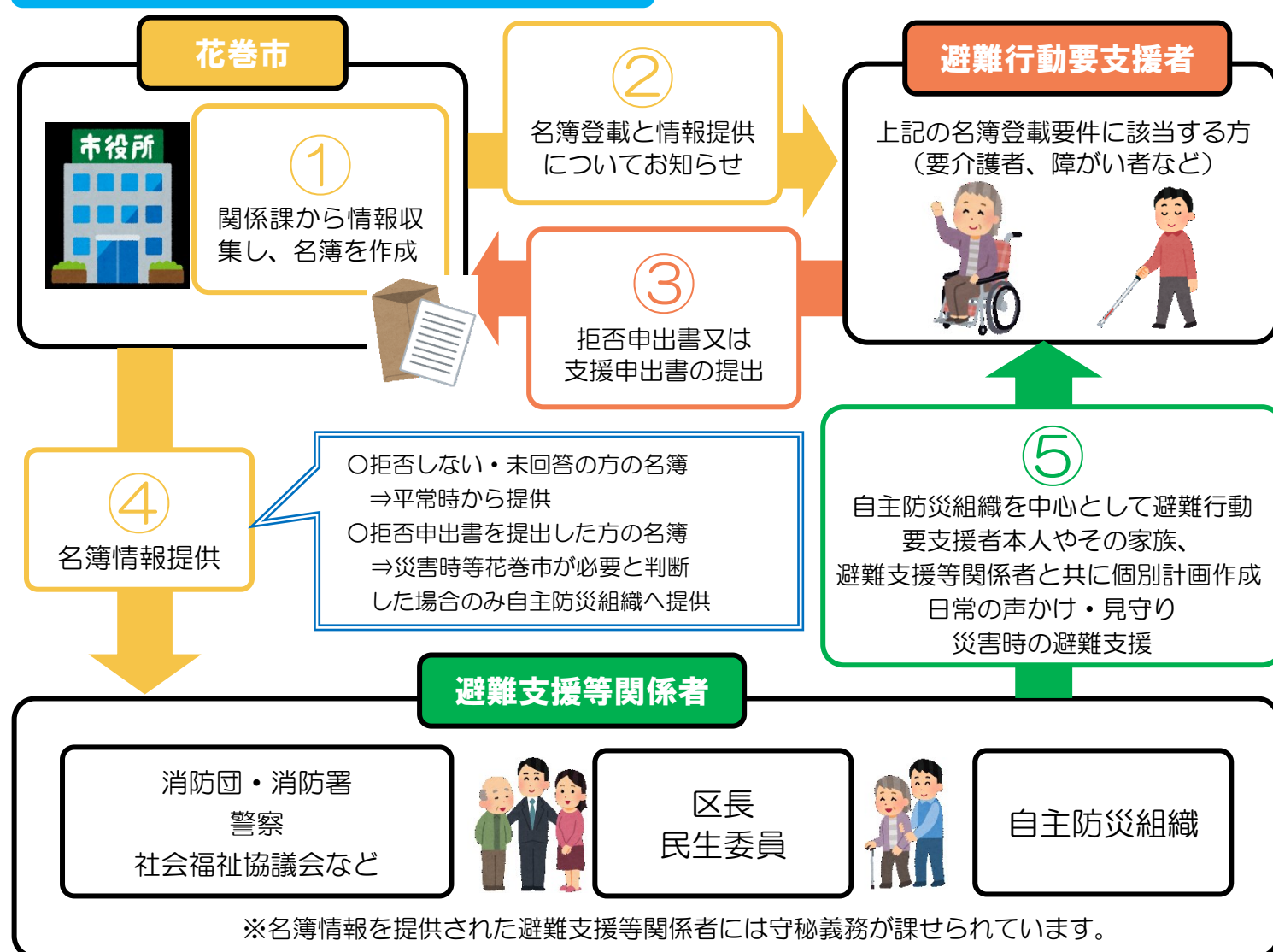
⇒ 詳しくは次のページへ

避難行動要支援者名簿に登載される方

※①～⑤の要件に該当しなくなった場合は、自動的に対象外となります。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で次のいずれかに該当する方
 - ・視覚障がい1・2級の方
 - ・聴覚障がい2級の方
 - ・肢体不自由1～3級の方（ただし、上肢および上肢機能の障がいの場合は1・2級の方）
 - ② 療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度の表示記号がAの方
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で障がい等級が1級の方
 - ④ 要介護3～5の介護認定を受けている方
 - ⑤ 災害時要援護者台帳に登録されている方
 - ⑥ ①～⑤以外の方で避難支援を必要とし、名簿への登載を希望する方
- ☆上記の要件に該当する在宅の方が対象です。※長期入院中・施設入所、転出された方は対象外となりますが、市で把握できない場合がありますので、防災危機管理課までご連絡ください。

名簿情報の作成から避難支援までの流れ



提供される情報

避難行動要支援者の氏名・生年月日（年齢）・性別・住所または居所・連絡先・緊急時連絡先氏名と連絡先、要支援者との関係・該当要件・希望する支援内容などの情報が提供されます。

支援の流れ

地域の支援関係者から

地域の自主防災組織を中心に
お願いしている避難支援等の例

災害時に受けられる支援の例

①情報伝達

レベル3高齢者等避難が発令されましたよ。

②避難支援

避難場所まで一緒に行きましょう。車いすを押しましょうか？

③安否確認

大丈夫ですか、ケガはありませんか？
（電話や訪問により行います）



支援関係者

平常時に受けられる支援の例

①日頃の声かけや見守り

②個別避難支援計画の作成

③防災訓練等への参加の呼びかけ



個別避難支援計画の作成について

避難支援等関係者に平常時から情報を提供された方は、要支援者本人と家族、自主防災組織など避難支援等関係者が協力し、個別避難支援計画書を作成します。個別避難支援計画書では、誰が支援するのか、どこの避難所へどんな方法で避難支援を行うかなどを事前に確認し決めておきます。



個別避難支援計画を作る際、自主防災組織や民生委員がご本人、ご家族に状況をお伺いすることがありますのでご協力をお願いいたします。

ご自身の個別避難支援計画を地域の皆さんと一緒に作成し、災害に備えましょう。

個人情報の取り扱い

市は、避難行動要支援者名簿に記載された情報を、災害時の避難支援や平常時における個別避難支援計画の作成など、避難行動要支援者の安全を確保するために必要な措置以外には使用しません。また、避難支援等関係者が目的以外に使用しないよう徹底します。

留意事項

この制度は、地域での助け合い（共助）によって減災につなげることを目的とした制度です。災害時の支援をお約束するものではなく、災害の状況等によっては避難行動の支援をすることが困難な場合があります。日頃から地域の皆さんと関わり合いながら、ご自身でも「自分の身は自分で守る（自助）」という意識をもって、災害に備えた準備をしておきましょう。

また、避難支援等関係者ご自身やその家族などの安全を確保したうえでの支援が前提となり、法的な責任や義務を負うものではありませんのでご注意ください。

